



2024年12月11日

各 位

会 社 名 電気興業株式会社
代表者名 代表取締役社長 近藤 忠登史
(コード番号 6706 東証プライム)
問合せ先 取締役常務執行役員 浅井 貴史
(TEL. 03 - 3216 - 1671)

株主からの提訴請求に対する当社監査役からの不提訴理由通知について

2024年10月18日付当社ホームページリリース「前代表取締役に対する訴え提起請求書の受領についてのお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社は、2024年10月15日、当社株主（以下「本件提訴請求者」といいます。）から、当社の前代表取締役に対して責任追及の訴えを提起するよう請求する書面（以下「本件提訴請求」といいます。）を監査役4名宛に受領しました。

本件提訴請求者は、本件提訴請求において、前代表取締役が行った①ハラスメント行為に関する調査費用等の支出、②業務関連性のない交際費等の支出並びに③ラジオ番組への出演に伴う当社のスポンサー料等の支出について、当社が前代表取締役に対し、合計2億3,680万2,917円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴えを提起するよう請求しました。

当社監査役4名は、本件提訴請求の適否を判断するため、田辺総合法律事務所の弁護士3名の調査補助を受けながら、関係書類の調査、関係者からのヒアリング等の調査・検討を行いました。

その結果、監査役全員一致の判断により、前代表取締役の①の行為については和解が成立し、被害者への二次被害を防止する必要性が高いこと、②交際費等については一部不適切な支出が認められるものの前代表取締役による報酬の自主返納により実質的に返済済みと評価できること、③ラジオ番組への出演について当社が支払った費用は当社の広告宣伝費として不合理なものとは認められないこと等から、前代表取締役への訴えを提起しないことを決定しました。

当社取締役会は、本日、監査役4名より、会社法第847条第4項に基づき本日付けで提訴請求者に対して不提訴理由の通知書を送付した旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。なお、本件に係る今後の見通しにつきまして、開示すべき事象が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上